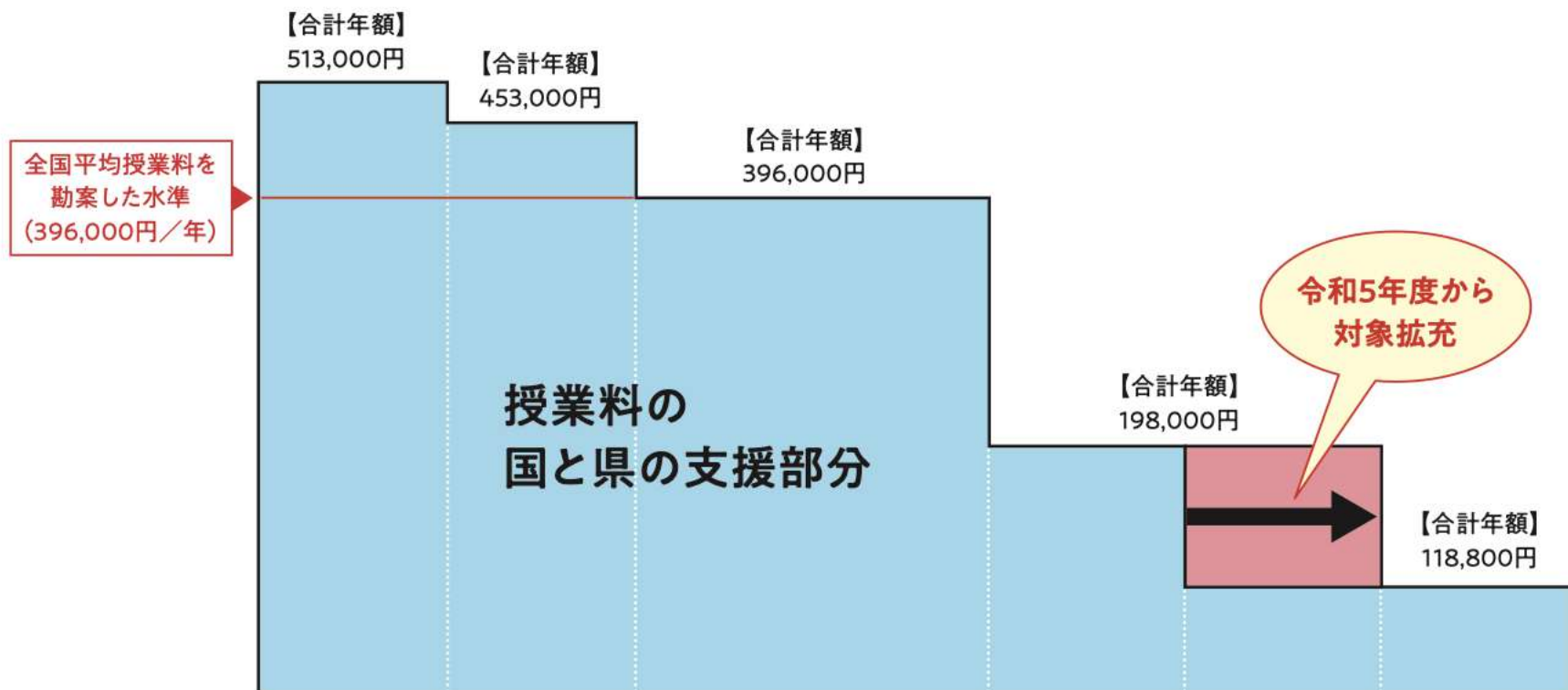


今年も更に拡充

就学支援金制度 について

国の就学支援金制度の見直しに伴い、
令和4年度から静岡県の授業料減免制度が
更に拡充されています。

静岡県の私立高校(全日制)に対する授業料減免の補助対象が、
年収820万円未満世帯まで拡充されます。



概ねの年収目安 ※1	0~ 270万円	270~ 350万円	350~700万円	700~ 800万円	800~ 820万円	820~ 910万円
実際の判定方法 ※3	算定式 保護者等※2の「(市町村民税の課税標準額×6%)ー市町村民税の調整控除の額」により判定します。 (法令市にお住まいの場合は、調整控除の額にさらに4分の3を乗じた額になります)					
	基準額 0円~ 100円未満	100円~ 48,300円未満	48,300円~203,100円未満	203,100円~ 227,100円未満	227,100円~ 251,100円未満	251,100円~ 304,200円未満

※上記図は、静岡県独自の授業料減免制度と国の就学支援金制度を合わせた支援額になります。
また、支援の対象となるのは、通学する高等学校の授業料額が上限額となります。

- (注)
- ※1. 世帯年収は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の概ねの目安となります。
 - ※2. 保護者等とは、原則「親権者(父及び母)」(一人親世帯の場合は、「父又は母」)になります。
 - ※3. 実際の判定は、国の就学支援金の申請時にマイナンバーを提出することにより、自動的に判定されます。
(ご自身でご確認したい場合は、各市町村の税務担当課において、就学支援金の算出用の課税証明書等を取得することにより算出することができます。)

◎令和4年分の税の申告がなされていない場合、基準額の判定ができず、
各種の支援制度が受けられなくなってしまいますので、ご注意ください。

- 具体的な手続きについては、入学後、県から学校を通じてお知らせします。
- 概ね年収910万円以上の所得世帯については、就学支援金及び県授業料減免の支給はありません。
- ※本制度は、静岡県議会2月定例会において、令和5年度当初予算が可決された場合に施行されます。